

○津幡町芸術文化・スポーツ全国大会等出場者奨励費支給要綱

平成15年1月22日

津幡町告示第44号

改正 平成20年3月24日津幡町告示第32号

平成25年3月25日津幡町告示第33号

平成27年1月23日津幡町告示第6号

平成28年2月22日津幡町告示第23号

平成30年2月9日津幡町告示第9号

(目的)

第1条 この要綱は、本町の芸術文化、スポーツの振興及び向上を図るため、全国大会又は国際競技大会（以下「全国大会等」という。）に選手、監督及び競技役員として出場する者に対して奨励費を支給するものとし、その支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(奨励費の支給)

第2条 奨励費の支給対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内出身者で国際大会に選手として出場する者で町長が認める者
- (3) その他町長が特に必要と認める者

(奨励費の適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励費を支給しない。

- (1) 県単位以上の予選、記録会又は選考会を経ずに出場する場合。ただし、監督及び競技役員を除く。
- (2) 政治団体、宗教団体、競技流派団体又はこれに準ずる団体が主催する大会で参加資格が特に限定される場合
- (3) 芸術文化、スポーツ活動で生計を営んでいる場合
- (4) 津幡町全国大会等派遣費補助金交付要綱（平成15年津幡町告示第32号）の適用を受ける場合

(奨励費の額)

第4条 選手、監督及び競技役員に支給する奨励費の額は、別表のとおりとする。

(奨励費の申請)

第5条 全国大会等に出場する者は、全国大会等が開催される10日前までに奨励費申請書（様

式)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 全国大会等の開催要項等大会の内容が記載された書類
- (2) 全国大会等にエントリーされたことを明らかにする書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(支給)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、これを適当と認めるときは、奨励費を支給する。

(返還)

第7条 奨励費の支給を受けた者がエントリーを取り消された場合は、既に支給した奨励費の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成35年3月31日限りで効力を失うものとする。

附 則 (平成20年3月24日津幡町告示第32号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日津幡町告示第33号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成27年1月23日津幡町告示第6号)

この要綱は、公表の日から施行し、平成27年1月1日以降の大会出場から適用する。

附 則 (平成28年2月22日津幡町告示第23号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月9日津幡町告示第9号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

大会名		奨励費の額	
		選手及び監督	競技役員
国際 大会	オリンピック競技大会、世界選手権大会、パラリンピック 競技大会	30,000円	30,000円
	アジア競技大会	20,000円	20,000円

	その他の国際大会	10,000円	10,000円
全国	日本選手権大会、国民体育大会	10,000円	—
大会	公益財団法人日本体育協会（加盟競技団体又は日本障がい者スポーツ協会若しくは全国高等学校体育連盟（日本高等学校野球連盟を含む。）を含む。）が実施する大会、日本スポーツマスターズ、全国スポーツレクリエーション祭その他町長が適当と認める大会	5,000円	—
	文化庁、全国高等学校文化連盟その他公的機関が実施するコンクール、コンテスト、大会等（評価が定着していると町長が認めるものに限る。）		

様式(第5条関係)

年 月 日

(宛先)津幡町長

申請者 住所
氏名

印

奨励費申請書

津幡町スポーツ競技全国大会等出場者奨励費支給要綱の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

1 奨励費申請額 _____ 円

(内 訳) _____ 円× _____ 人

2 大会名

3 大会日 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日

- 4 添付書類 (1) 全国大会等の開催要項等大会の内容が記載された書類
(2) 全国大会等にエントリーされたことを明らかにする書類
(3) その他町長が必要と認める書類

様式（第5条関係）